

第3期定時株主総会議事録（概要）

平成25年6月24日

第一生命保険株式会社

第3期定時株主総会議事録

1. 日時 平成 25 年 6 月 24 日（月曜日） 午前 10 時
1. 場所 東京都港区台場二丁目 6 番 1 号
ホテル グランパシフィック LE DAIBA
地下 1 階 パレロワイヤル
1. 議決権を行使することができる株主数
1, 030, 050 名
1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数
10, 000, 166 個
1. 出席株主数（議決権行使書及び電磁的方法により議決権を行使した株主を含み、無効分を除く最低有効数による。別紙 3 記載のとおり。）
219, 179 名
1. 出席株主の有する議決権の数（議決権行使書及び電磁的方法による議決権行使を含み、無効分を除く最低有効数による。別紙 3 記載のとおり。）
7, 039, 402 個
1. 株主総会の目的事項
報告事項 平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）
事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの
内容変更の件
第 4 号議案 取締役 3 名選任の件

1. 議事の経過の要領及びその結果

(1) 定刻、代表取締役社長渡邊光一郎は、定款の規定に基づき議長となり、開会を宣した。

次に議長は、本総会の目的事項は、別添招集ご通知 3 頁に記載のとおりである旨を述べた。

次に議長は、議事の進め方について、株主の発言は報告事項の報告及び決議事項である各議案の内容の説明の後に受ける旨を述べ、これを議場に諮ったところ、過半数の賛同が得られた。

次に議長は、本総会の内容について、別室のモニターにて、報道関係者に公開している旨を述べた。あわせて、円滑な議事運営を行うため、カメラを会場に設置している旨を述べた。

次に議長は、事務局より本総会において議決権を行使することができる株主数及びその議決権の数並びに本日の出席株主数及びその議決権の数について、現在までの集計結果を報告させた上で、本総会の決議事項のうち第 1 号議案及び第 3 号議案については、法令・定款の規定上、定足数を要しない議案であり、また第 2 号議案及び第 4 号議案については、所定の定足数が必要だが、本日の出席株主数及びその議決権の数はこの要件を満たしており、各議案は適法に決議することができる旨を述べた。

(2) 議長は、報告事項の報告及び議案の審議に入る前に、連結計算書類の監査結果も含めて監査役会の監査報告を求め、常任監査役今野照雄が、監査役会の協議の結果として、別添招集ご通知 56 頁から 57 頁の監査役会の監査報告書謄本に記載のとおり、事業報告は会社の状況を正しく示しているものと認められる旨、取締役の職務遂行について不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はない旨、及び内部統制システムについて指摘すべき事項はない旨を報告した。

続いて常任監査役今野照雄は、連結計算書類及び個別の計算書類等に関する監査の結果について、別添招集ご通知 54 頁から 55 頁の会計監査人の監査報告書謄本に記載のとおり、それぞれ適正である旨の監査報告書の提出を受けており、会計監査人の監査の方法及びその結果は相当である旨を報告した。

次に常任監査役今野照雄は、各監査役の調査結果として、本総会の議案及び書類についても、法令・定款に適合している旨を報告した。

次に議長は、連結計算書類に係る監査結果について、前記の常任監査役今野照雄からの監査報告のとおりである旨を報告した。

(3) 議長は、本総会の目的事項に従い報告事項に入る旨を述べ、別添招集ご通

知 14 頁から 53 頁に記載の平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類について、その概要を映像及びナレーションにより報告した。

次に議長は、2013 年度から 2015 年度までの 3 年間を計画期間とした「新中期経営計画」について説明した。

(4) 議長は、決議事項である第 1 号議案から第 4 号議案の各議案を一括して上程し、その内容を説明する旨を述べた。株主の発言は議案説明後にまとめて受ける旨述べた上で、各議案の説明を以下のとおり行った。

・第 1 号議案「剰余金の処分の件」

議長は、別添招集ご通知 4 頁の株主総会参考書類に記載のとおり、剰余金の処分については、将来の事業環境の変化に備えるための財務健全性の確保や成長投資に対応すべく、当社グループとして必要な内部留保を確保した上で、有配当保険契約の契約者に対する契約者配当の支払いと株主に対する資本コストを意識した適切な利益還元とのバランスを考慮して、次のとおりとしたい旨を説明した。

普通株式 1 株につき	1,600 円
総額	16,000,265,600 円
効力発生日	平成 25 年 6 月 25 日

・第 2 号議案「定款一部変更の件」

議長は、別添招集ご通知 4 頁から 7 頁の株主総会参考書類に記載のとおり、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、証券市場の利便性や流動性の向上に資するため、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、本議案が承認可決されることを条件に、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割するとともに、普通株式の単元株式数を 1 株から 100 株に変更する旨を決議したことを述べた上で、当該取締役会決議を踏まえ、発行可能株式総数に関する第 6 条、単元株式数に関する第 7 条、並びに甲種類株式に関する第 12 条及び第 13 条に関し、所要の変更を行うものである旨、また、これらの定款変更により、株主の権利について、実質的な変更が生じることはない旨を説明した。また、こうした変更と併せ、単元未満株式の売渡請求に関し第 8 条を新設するとともに、条数の繰下げ及び引用条数の変更を行うほか、本議案に係る定款変更の効力発生日に関する附則の新設を行うものである旨を説明した。

・第 3 号議案「取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容変更の件」

議長は、別添招集ご通知 8 頁から 9 頁の株主総会参考書類に記載のとおり、当社取締役の報酬等については、平成 23 年 6 月 27 日に開催した第 1 期定時株主総会において、その総額を社外取締役分 2,160 万円を含む年額 8 億 4,000 万円以内とし、そのうち株式報酬型ストックオプション制度として、社外取締役を除く当社取締役に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額 2 億円を上限として設定する旨、及び株式報酬型ストックオプションの内容について、承認可決されている旨を説明した。今般第 2 号議案が承認可決されることを条件に、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割するとともに、普通株式の単元株式数を 1 株から 100 株に変更することとしている旨を説明し、かかる株式の分割等を踏まえ、所要の調整を行うため、第 2 号議案が承認可決されることを条件として、株式報酬型ストックオプションの内容について、別添招集ご通知 8 頁から 9 頁に記載のとおり変更したい旨を説明した。なお、取締役の員数は、第 4 号議案が承認可決されると、社外取締役 2 名を含む 13 名となる旨説明した。

・第 4 号議案「取締役 3 名選任の件」

議長は、別添招集ご通知 10 頁から 11 頁の株主総会参考書類に記載のとおり、取締役武山芳夫氏は平成 25 年 3 月 31 日付で、また取締役久米信介氏は平成 25 年 6 月 20 日付で取締役を退任し、取締役金井洋氏は本総会終結の時をもって任期満了となることに伴い、取締役 3 名の選任をしたい旨を説明した。

- (5) 議長は、報告事項に関する質問も含め、発言を一括して受け、その後議案につき採決を行う旨を説明した後に、株主からの発言を受ける旨を告げたところ、別紙 1 のとおり、質疑応答等がなされた。

なお、第 2 号議案「定款一部変更の件」及び第 3 号議案「取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容変更の件」については、それぞれ、別紙 2 のとおり会社提案に対する修正動議が提出された。議長は、第 2 号議案の修正動議について、会社提案からは内容を予見できない提案ではないかと思われる旨を述べた後、定款変更議案の修正範囲については様々な見解があり得ることから、念のため、修正動議として原案と一緒に審議し、原案とあわせて採決したい旨を議場に諮ったところ、過半数の賛同が得られたので、当該方法を採用する旨を説明した。また、議長は、第 3 号議案の修正動議について、いずれも原案と一緒に審議し、原案とあわせて一括して採決したい旨を議場に諮ったところ、過半数の賛同が得られたので、当該方法を採用する旨を説明した。

(6) 議長は、既に十分に審議を尽くしたと考えるため、これで質疑を終了し、議案の採決に入りたい旨を議場に諮ったところ、過半数の賛同が得られたので、議案の採決に入る旨を告げた。

まず議長は、第1号議案「剰余金の処分の件」について、賛否を議場に諮ったところ、議決権行使書及び電磁的方法による議決権行使を含め出席株主の過半数の賛成を得たため、原案どおり承認可決された。

よって議長は、第1号議案は原案どおり承認可決された旨を宣した。

次に議長は、第2号議案「定款一部変更の件」の原案について、賛否を議場に諮ったところ、議決権行使書及び電磁的方法による議決権行使を含め出席株主の3分の2以上の賛成を得たため、原案どおり承認可決された。

よって議長は、第2号議案は原案どおり承認可決された旨、また、原案可決により、修正動議は否決された旨を宣した。なお議長は、確認のため、第2号議案について、修正動議に賛成の株主に挙手を求めたところ、挙手者は極めて少数であったため、賛成少数である旨を述べた。

次に議長は、第3号議案「取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容変更の件」の原案について、賛否を議場に諮ったところ、議決権行使書及び電磁的方法による議決権行使を含め出席株主の過半数の賛成を得たため、原案どおり承認可決された。

よって議長は、第3号議案は原案どおり承認可決された旨、また、原案可決により、修正動議は否決された旨を宣した。なお議長は、確認のため、第3号議案について、修正動議に賛成の株主に挙手を求めたところ、挙手者は極めて少数であったため、賛成少数である旨を述べた。

次に議長は、第4号議案「取締役3名選任の件」について、賛否を議場に諮ったところ、議決権行使書及び電磁的方法による議決権行使を含め出席株主の過半数の賛成を得たため、原案どおり承認可決された。

よって議長は、第4号議案は原案どおり承認可決された旨を宣した。

(7) 議長は、以上をもって本総会の目的事項はすべて終了した旨を告げて、午後0時34分、本総会の閉会を宣した。

1. 株主総会に出席した役員

代表取締役会長	齋藤勝利
議長 代表取締役社長	渡邊光一郎
代表取締役副社長執行役員	麻崎秀人
取締役専務執行役員	矢島良司
取締役専務執行役員	石井一真
取締役専務執行役員	露木繁夫
取締役常務執行役員	浅野友靖
取締役常務執行役員	金井洋
取締役常務執行役員	寺本秀雄
取締役	船橋晴雄
取締役	宮本みち子
常任監査役	今野照雄
常任監査役	近藤総一
監査役	大森政輔
監査役	和地孝
監査役	谷口恒明

1. 議事録の作成に係る職務を行った取締役

代表取締役社長 渡邊 光一郎

上記の議事を証するため、会社法第 318 条に基づき本議事録を作成する。

平成 25 年 6 月 24 日

東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号
第一生命保険株式会社
代表取締役社長 渡邊 光一郎

質疑等の要旨は次のとおり。

質疑等の要旨
株主 1 ① 一般勘定、特別勘定で所有する株式の議決権行使実務について ② 30 代の職員や女性の役員登用の取組み方針について
株主 2 ③ 第一フロンティア生命の黒字化について ④ 「土地再評価差額金の取崩し」の意味と発生要因について ⑤ 招集通知・事業報告映像で多用されているグラフについて
株主 3 ⑥ T P P 参加における保険事業への影響について
株主 4 ⑦ 招集通知の和暦表示と、回答における西暦の混在と統一について
株主 5 ⑧ 個人保険・個人年金の減少契約抑制に向けた対策について ⑨ 平成 23 年度に設置した「5つの変革」タスクフォースのうち、コストマインド変革を設置した背景、計画、現在の成果について
株主 6 ⑩ 生命保険事業の業務執行における I T 活用としての、クラウドコンピューティングの活用に関する計画について ⑪ I T と経営全般の視点からの、グローバルなガバナンス態勢について
株主 7 ⑫ 保育所誘致事業の今後の取組みについて ⑬ 保育所誘致事業の提携先について
株主 8 ⑭ 海外進出の目的、意義について ⑮ アセットマネジメント事業に関する、今後の国債と外債の保有比率見通しについて
株主 9 ⑯ 第一生命の過去からの収益推移について
株主 1 0 ⑰ 新中計の成長戦略のうち、未開拓分野への参入について

質疑等の要旨
<p>株主 1 1</p> <p>⑱ 第 2 号議案の提案の理由に記載されている、株式分割及び単元変更に関する、狙いやメリット・デメリットについて</p>
<p>株主 1 2</p> <p>⑲ 改正高齢者雇用安定法施行に伴う影響について</p> <p>⑳ 行政が定年延長や年金負担減を目指している中で、第一生命経済研究所の論文「生涯現役モデルを一般化することは難しい」について</p>
<p>株主 1 3</p> <p>㉑ 保険金不払問題に関する現在の対応状況や取組みについて</p> <p>㉒ 東日本大震災における保険金支払の対応について</p>
<p>株主 1 4</p> <p>㉓ 海外を含めた第一生命の順位について</p> <p>㉔ イスラム圏での保険事業の展開、世界戦略について</p> <p>㉕ 第一生命本社見学会の実施について</p>

修正動議の要旨・内容は次のとおり。

動議要旨	動議内容
<p>① 第2号議案 定款一部変更の件について（会社提案への定款第52条の追加・新設）</p>	<p>① 第52条 当社が一般勘定、特別勘定を問わず、投資先として株式を所有して株主総会で議決権行使ができる国内外の会社の株式に対しては、議決権行使のポリシーや手続きを定め、株主や保険契約者にとって最大利益になるという観点から、適切な議決権行使を原則として必ず行わなければならない。なお当社の議決権行使の実務にあたっては、米国のERISA法の規定と、米国労働省によるエイボン・レターを参照にして、内部規則を定めることを必要とする。</p>
<p>② 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容変更の件について（会社提案における<<株式報酬型ストックオプションの内容>>への追加）</p>	<p>② 以下の条件を、<<株式報酬型ストックオプションの内容>>の(3)に追加する。</p> <p>(3) 新株予約権の払込金額を定めるにあたっては、東証株価指数などの株価指標と連動する、いわゆるインデックス・オプションを利用する。</p> <p>以下の条件を、<<株式報酬型ストックオプションの内容>>に対して、条件(8)として新たに追加する。取締役に対して新株予約権を発行するには、当社の一般勘定、特別勘定を問わず、投資先として株式を所有して株主総会で議決権行使ができる国内外の会社の株式に対しては、議決権行使のポリシーや手続きを定め、株主や保険契約者にとって最大利益になるという観点から、適切な議決権行</p>

動議要旨	動議内容
	<p>使を原則として必ず行うこととし、そのための第三者委員会を設置して、すくなくとも年間1度はその活動状況を開示することを必要条件とする。</p> <p>以下の条件を、<<株式報酬型ストックオプションの内容>>に対して、条件(9)として(上の議案が否決された場合は条件(8)として)新たに追加する。</p> <p>取締役に対して新株予約権を発行するには、取締役会による取締役の後継計画作成について、性別と世代間のバランスについて配慮するために、日本社会で登用が特に遅れている女性や40代以下の人材の積極的登用についての規則を定め、社内外に開示することを必要とする。</p>

議決権行使にかかる集計表

1. 議決権行使株主数・議決権数

議 案	議決権行使株主数	議決権行使株主の有する 議決権数
第 1 号議案	219, 173 名	7, 039, 405 個
第 2 号議案	219, 179 名	7, 039, 402 個
第 3 号議案	219, 181 名	7, 039, 419 個
第 4 号議案	219, 181 名	7, 039, 420 個

(注) 議決権行使書及び電磁的方法による議決権行使株主数・議決権数に、当日出席した株主数・議決権数を加算。
無効株主数、無効議決権数は算入していない。

2. 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第 1 号議案	7, 004, 291 個	13, 232 個	2, 407 個	99. 50%	可決
第 2 号議案	6, 992, 413 個	25, 107 個	2, 407 個	99. 33%	可決
第 3 号議案	5, 066, 464 個	1, 943, 076 個	10, 404 個	71. 97%	可決
第 4 号議案					
金井 洋	6, 814, 618 個	202, 920 個	2, 407 個	96. 80%	可決
堀尾 則光	6, 976, 603 個	40, 935 個	2, 407 個	99. 10%	可決
川島 貴志	6, 826, 255 個	191, 283 個	2, 407 個	96. 97%	可決

- (注1)
- 第 1 号議案及び第 3 号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成。
 - 第 2 号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席、及びその議決権の 3 分の 2 以上の賛成。
 - 第 4 号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席、及びその議決権の過半数の賛成。
 - 株主から第 2 号議案及び第 3 号議案に対する修正案が動議として提出されましたが、原案が会社法上適法に可決され、修正案が成立する余地

がなくなったため、動議として提出された修正案に対する賛成が議決権を行使することができる株主の議決権の10分の1未満であることのみ確認し、それ以上の議決権数の集計は行っていない。

- (注2) 平成25年6月21日午後5時までに行使された議決権の数及び当日出席の株主の議決権のうち各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していない。

以上